

町民税 給与支払報告書
 県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号	
------	--

大淀町長宛 年月日提出	所在地	名称	個人番号又は法人番号	担当 者	課 係	指定番号・宛名番号						
					氏 名		特別徴収 指定番号					
					電 話		宛名番号					
給与所得者	フリガナ	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏名								例)11月10日納期限分の場合→10月分	1. 退職	2. 転勤	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日										月分から
	個人番号								月分まで	月分まで	3. 休職・長欠	4. 死亡
	住 所	1月1日 現在							円	円		
異動後		円	円	6. 合併・解散	2. 一括徴収							
				7. その他	3. 普通徴収 (本人が納付)							

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望される場合に記入して下さい。)

新しい 勤務先 (特別徴収 義務者)	所在地	特別徴収指定番号	担当 者	氏 名	電 話	新しい勤務先へは、	
	フリガナ					月割額 _____円を _____月分(翌月10日 納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	名称					受給者番号	納入書の要否

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由	1. 異動の日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動の日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額 を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、_____月分で納入します。 (翌月10日納期限)
----	--	---------------------------	---	---

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合

理由	<p>異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。</p> <p>1. 異動の日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2. 異動の日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(上記ウ)の額を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。</p>
----	--

注意事項等

1 本書は、特別徴収の(個人の町民税・県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、町役場へお問い合わせください。